

所得の制限額について

所得制限額(A) > 対象所得額(B) - 対象控除額(C)となれば、ご申請が可能です。

所得制限額(A)

扶養人数	所得制限額
0人	3,604,000円
1人	3,984,000円
2人	4,364,000円
3人	4,744,000円
4人	5,124,000円

以下に該当する場合、所得制限額に加算することができます。

- ・老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき10万円
- ・特定扶養親族(19歳以上23歳未満)1人につき25万円
- ・控除対象扶養親族(16歳以上19歳未満)1人につき25万円

対象年の12月31日現在の年齢

(例) 令和元年(平成31年)中所得...令和元年12月31日現在の年齢

対象所得額(B)以下の所得の合計金額が、対象所得額です。

総所得金額 + 退職所得金額 + 山林所得金額 + 土地等に係る事業所得等の金額
 + 長期譲渡所得(特別控除後)の金額 + 短期譲渡所得(特別控除後)の金額
 + 商品先物取引に係る雑所得等の金額

対象控除額(C)

控除内容	控除額	本人所得	扶養義務者所得 (御本人が20歳未満の場合)
障害者控除(本人)	270,000円	控除なし (所得制限額に組み込んでいるため。)	控除可
特別障害者控除(本人)	400,000円		
障害者控除(家族)	270,000円	控除可	
特別障害者控除(家族)	400,000円		
寡婦(夫)控除	270,000円		
寡婦(夫)特例控除	350,000円		
勤労学生控除	270,000円		
配偶者特別控除	控除額に相当する額		
社会保険料控除	控除額に相当する額		
小規模企業共済等掛金	控除額に相当する額		
雑損控除	控除額に相当する額		
医療費控除	控除額に相当する額		

(例) 申請者御本人 所得制限額(A) : 3,984,000円(扶養している方が1名の場合)

対象所得額(B) : 4,500,000円(総所得)

対象控除額(C) : 社会保険料控除 : 500,000円, 医療費控除 : 100,000円

B 4,500,000円 - C : (500,000円 + 100,000円) = 3,900,000円 < A : 3,984,000円